

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 17 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項及び第 57 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 67 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第 4 項ただし書中「入所させる施設にあって栄養士」を「入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士」に、「委託する施設にあって」を「委託する施設にあっては」に改め、同条第 12 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第 81 条第 1 項、第 91 条第 1 項及び第 99 条第 1 項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項ただし書、同項第 3 号及び同条第 7 項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 2

4年新潟市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書、同項第4号及び同条第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年新潟市条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則第3条中「10年間」を「12年間」に改める。

附則第4条第3項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正)

第5条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例(平成30年新潟市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条中新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例附則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。